

令和5年度まで

都道府県ごとに閲覧システム設け情報公開（東京都：東京都医療機関案内サービス「ひまわり」）

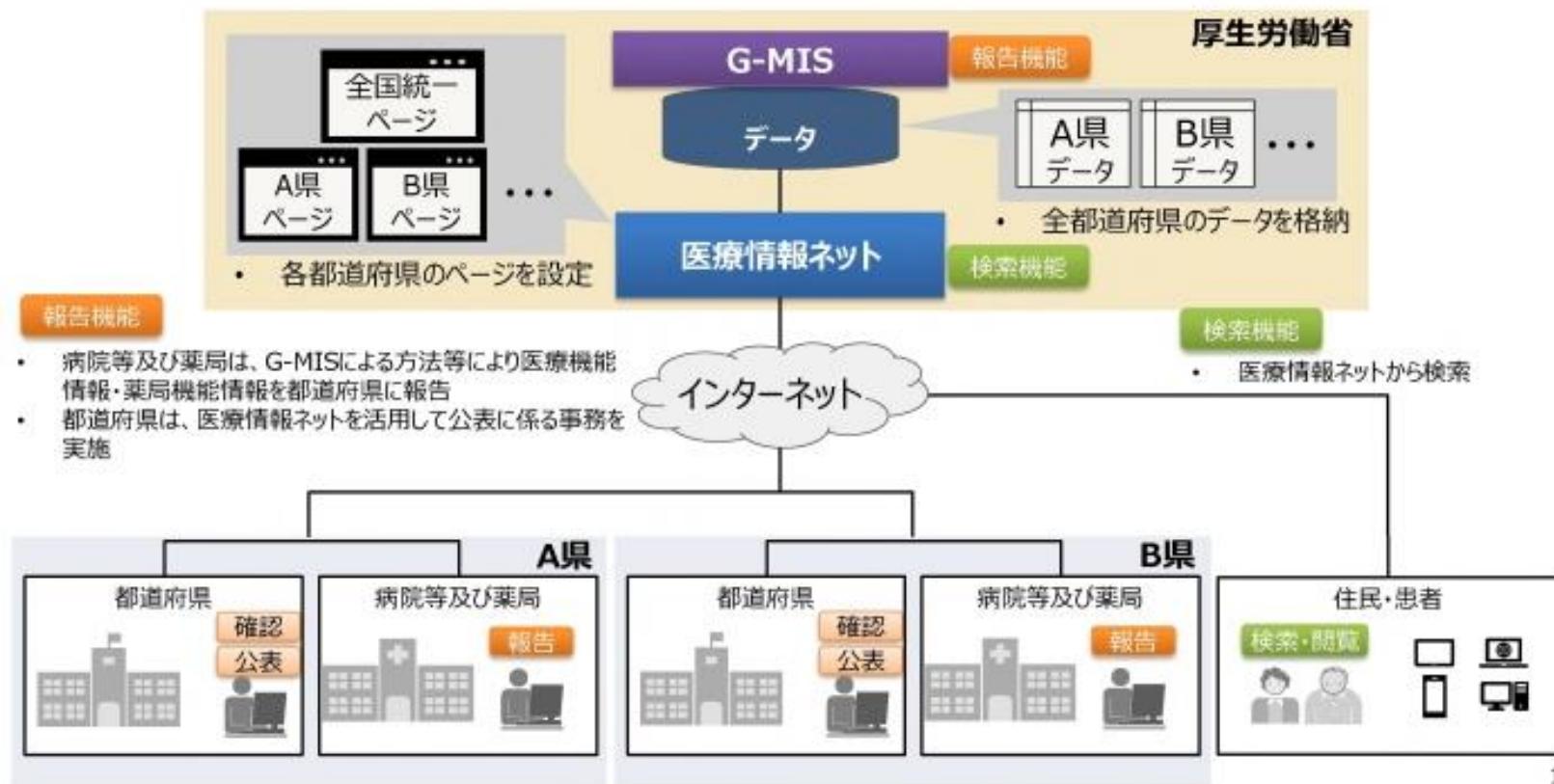
令和6年度から

国が構築する全国の医療機関等を検索可能な医療情報サイト（医療情報ネット（ナビイ））で、医療機能情報を公表

- 住民・患者が利用するページは以下の2つ
- (1) 全国統一ページ
省令等に定められた報告項目は、全国の医療機関について検索可能
 - (2) 各都道府県ページ
各都道府県が定めている報告項目は、当該都道府県の医療機関について検索可能

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）及び全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等及び薬局は、G-MISによる方法等により、医療機能情報・薬局機能情報について、年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等及び薬局から報告された医療機能情報・薬局機能情報を公表し、住民・患者への情報提供を行う。



○なお、電話による医療機関案内サービスについては、令和6年4月1日以降も東京都独自サービスとして提供